

野外焼却は禁止されています！

野外焼却（野焼き）による廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。

《罰則》

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、またはこれを併科する（廃掃法第二十五条第十五号）

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却（具体的な事例）

※例外行為であっても、野外焼却を推奨している事ではありません

①農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとしておこなわれる廃棄物の焼却
（あぜ草や下枝の焼却、田畑の害虫防止など）

②風俗習慣上または宗教上の行事をおこなうために必要な廃棄物の焼却
（どんど焼き、しめ縄の焼却など）

③災害の予防、応急対応または復旧のために必要な廃棄物の焼却
（災害時の応急対策、火災予防訓練など）

④国または地方公共団体がその施設の管理をおこなうために必要な廃棄物の焼却
（河川敷の草焼き、道路管理者による道路の維持管理の草焼きなど）

⑤たき火、その他日常生活を営む上で通常おこなわれる廃棄物の焼却であって※軽微なもの
（落ち葉たき、キャンプファイヤーなど）

「軽微なもの」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。

★留意点

①燃やすものをよく乾燥させ、風向きや風の強さ、時間帯を考慮する。
（湿った草木は煙が大量に発生します。風の強い日に行うと煙が広がってしまいます。）

②少しずつ燃やし、必要最小限にする。
（あくまで例外行為です。燃やすことは推奨していません。）

③燃やす前に近所の方に理解を得て迷惑にならないようにする。
（洗濯物に臭いがつく、煙が家の中に充満するなど苦情が入り、消火をお願いする場合があります。）



※通報があった場合は、現地を確認し、著しく違反している場合には行政指導の対象となります。

※野焼きは、燃焼温度が低いため、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。生活環境・自然環境の保全のためにご理解ご協力をお願いします。

※ご近所とコミュニケーションをとって、迷惑とならないように注意しましょう。

野外焼却（野焼き）に関するよくある質問

Q ○○で野焼きを行っている。今すぐ止めさせてほしい。

A 野焼きの通報があった場合には、例外行為かどうかを確認し、例外行為以外の廃棄物の焼却行為であった場合には警察、消防にも通報します。例外行為であった場合はチラシの表面の留意点についての指導をします。※夜間など緊急の際は、警察または消防に連絡ください。

Q ○○で野焼きを行っていた。(過去の話)

A 過去の話など不確実な情報に基づいては指導ができません。

Q 何年も前からごみを燃やしているが何も言われたことがない。

A 何も言われないのは迷惑を被っている近所の方々がご近所付き合いも考えて通報されないケースが多くあります。野外焼却は一般廃棄物の不適正処理で罰則もあるため止めましょう。

Q 今まで田畑で焼却を行ってきた。なぜ苦情を言われなければいけないのか。

A 田畑で行う草木などの焼却は、害虫の発生を防ぐなどの効果があり、古くから農地等で行われてきた作業でもあります。しかし一方では、煙や悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為にもなっております。農業での焼却は例外に認められた行為ではありますが、推奨はされておりません。チラシ表面の留意点に注意しましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）【抜粋】

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

問い合わせ先

坂祝町役場 水道課 TEL 26-7111

加茂警察署 生活安全課 TEL 25-0110

可茂消防事務組合消防本部 TEL 26-0119